

平成31年 2月27日

資料提供先

福山市政記者クラブ  
府中市役所記者クラブ  
合同庁舎記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

## 芦田川で初めて『河川協力団体』を指定しました。

～指定証の伝達式を行います～

河川協力団体制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、平成25年6月の河川法の改正により創設されました。

福山河川国道事務所管内において河川協力団体を募集しておりましたが、今年度初めて1団体を河川協力団体に指定しましたので、下記のとおり指定証の伝達式を行います。

### 記

開催日時：平成31年 3月15日（金） 13:00～

開催場所：福山河川国道事務所（福山市三吉町4丁目4番13号）

指定団体：めだかの学校

主な活動内容：芦田川周辺の自然観察、水生昆虫、魚、鳥等の定点観測調査により、気象や環境の変化が生き物に与える影響を学習するなど、環境保全の意識啓発を行っています。また、子どもたちと一緒に調査や体験学習を行い、川に親しみ川の状態を確認する活動を行っています。

河川協力団体制度の概要につきましては、別紙参考をご覧ください。

※取材を希望される際は、事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。

### お問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

副 所 長 しみす のぶお 清水 信夫

【担 当】調査設計第一課長 わかい かつみ 若井 克文

TEL(084) 923 - 2628

TEL(084) 923 - 2620(代表) FAX(084) 923 - 2517

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

# めだかの学校 指定番号第27号

## 河川協力団体活動状況(芦田川水系 福山河川国道事務所)

めだかの学校は、芦田川の自然とふれ合い、生き物の調査観察等の体験学習を通じ、環境・生命の大切さに気づき、守っていくことを目的として活動している団体です。

芦田川周辺の自然観察、水生昆虫、魚、鳥等の定点観測調査により、気象や環境の変化が生き物に与える影響を学習するなど、環境保全の意識啓発を行っています。

また、子どもと一緒に調査や体験学習を行い、川に親しみ川の状態を確認する活動を行っています。

### 活動場所・主な活動内容



芦田川「川の健康診断」



河川一斉清掃



水生生物調査



壁新聞(環境学習)

■平成30年度河川協力団体指定 福山河川国道事務所管内指定団体一覧表

指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地	水系名	河川名	業務を行う河川の区間	
						上流端	下流端
国(中国地方整備局)第 27 号	平成31年2月27日	めだかの学校	広島県福山市伊勢丘八丁目1番4号	芦田川	芦田川	左岸:広島県府中市久佐町字ツカ丸286番の50地先	河口
						右岸:広島県府中市諸毛町字永野山3271番2地先	河口
					高屋川	左岸:広島県福山市神辺町字平野小字古市173番の2地先	芦田川への合流点
						右岸:広島県福山市神辺町大字川北字古市1808番の3地先	芦田川への合流点

# 河川協力団体制度の概要

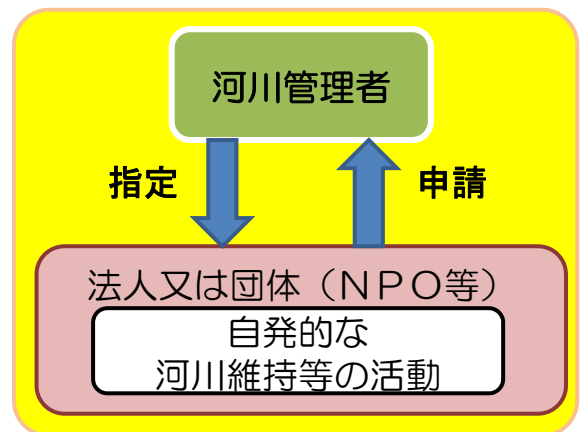
参考

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年6月12日公布）により、河川協力団体制度が創設されました。

- 河川法**
- 第58条の8（河川協力団体の指定）
  - 第58条の9（河川協力団体の業務）
  - 第58条の10（河川協力団体の河川管理者による援助への協力）
  - 第58条の11（監督等）
  - 第58条の12（情報の提供等）
  - 第58条の13（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

## ■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援する**ものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。  
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



## ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

**河川法 第58条の9** 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に附帯する活動

## ■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

### 河川法 第58条の13 (河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

#### ◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

#### 例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

### 河川法 第99条(地方公共団体等への委託)

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの(次項において「地方公共団体等」という。)に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体への委託可能 **拡大** 【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

#### 《委託の例》

##### ①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

##### ②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良